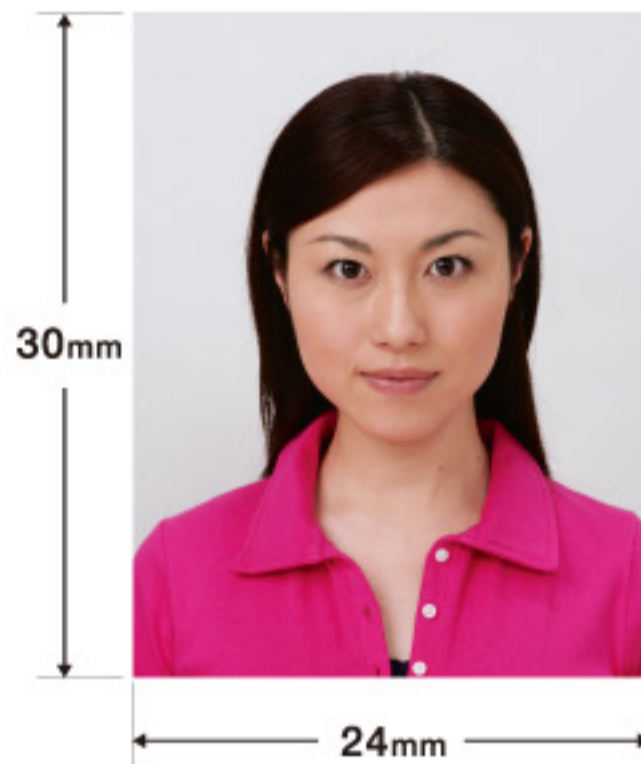


無線従事者免許証用の写真について

詳しくは、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）へお問い合わせください。

無線従事者の免許、再交付、訂正の申請に使用する写真は、無線従事者規則により下記の大きさとなっていますので、以下の「適当な写真例」、「不適当な写真例」を参考に写真を提出してください。

適当な写真例



指定の大きさを満たし、容易に人物を特定できるもの



主な注意点

1. 申請者本人のみが撮影されたもの
2. 6ヶ月以内に撮影されたもの
3. 縁なしで各寸法を満たしたもの
4. 無帽で正面を向いたもの
5. 背景（影を含む）がないもの

不適当な写真例



額、頬などに過度のテカリがあるものについては、免許証の写真が変色する場合がありますため不適当です。

不適当な写真例



額に過度のテカリがあるもの

不適当な写真例



頬などに過度のテカリがあるもの

眼鏡のフレームが目にかかっているものやフレームが非常に太いものなどは不適当です。

不適当な写真例



眼鏡のフレームが目にかかっているもの

不適当な写真例



フレームが非常に太く目や顔を覆う面積が多いもの

撮影時に目をつぶっていたり、はっきりと開けていないものは不適当です。

不適当な写真例



目をつぶっているもの

不適当な写真例



目ははっきりと開けていないもの

撮影時にピントが合っていないかたり、手ぶれしてしまったために画像が不鮮明なものは不適当です。

不適当な写真例



ピンぼけにより不鮮明なもの

不適当な写真例



手ぶれにより不鮮明なもの

デジタル印刷の場合、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）、インクのにじみなどがみられるものは不適当です。

不適当な写真例



ドットやインクのにじみなどがあるもの

不適当な写真例



ジャギーがあるもの

画像ファイルの過剰な圧縮等が原因となってノイズ（画像の乱れ）が発生しているもの、変形やマスキング（縁取り）などの画像処理を施したものは不適当です。

不適当な写真例



ノイズがあるもの

不適当な写真例



画像処理を施したもの

撮影時に露出不足、露出過多のものは不適当です。

不適当な写真例



露出不足（露出アンダー）

不適当な写真例



露出過多（露出オーバー）

サングラスやヘアバンド以外にも、顔の器官が隠れるような帽子や衣服、布などの大きめの装飾品等は不適当です。

不適当な写真例



帽子によって顔が隠れているもの

不適当な写真例



マスクで顔の下半分が隠れているもの